

大月町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（第2期）

令和3年4月1日
(令和7年4月1日一部改正)

大月町長
大月町議会議長
大月町教育委員会
大月町選挙管理委員会
大月町代表監査委員
大月町農業委員会

大月町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、大月町長、大月町議会議長、大月町教育委員会、大月町選挙管理委員会、大月町代表監査委員、大月町農業委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととする。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、教育委員会事務局（以下「町長部局等」という。）において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

① 採用した職員に占める女性職員の割合

令和2年4月1日の割愛を除く新規採用職員は9名で、そのうち5名は女性である。職種別に見ると一般行政職6名（男性3名、女性3名）、管理栄養士1名（男性1名）、看護師1名（女性1名）、調理師1名（女性1名）である。

一般行政職における採用状況

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
受験者数	男性	14	18	20
	女性	5	7	10
採用者数	男性	4	2	3
	女性	0	1	3

②平均した継続勤務年数の男女の差異（退職者の平均勤務年数）

単位：年

年度別退職者	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
男性	36.0	31.0	35.9
女性	35.5	28.5	21.0
差（男性 - 女性）	0.5	2.6	14.9

③職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間

単位：時間

令和元年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
男性	8.5	3.9	4.3	8.1	4.1	2.2	4.1	7	3.4	6.5	6	6.5
女性	6.5	3.8	4.5	6	4.3	3.5	3.1	6.7	3.9	5.3	4.5	4.2
全体	7.3	3.8	4.5	6.8	4.2	2.9	3.5	6.7	3.7	5.8	5.1	5.2

④管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

単位：人

	H30. 4. 1	H31. 4. 1	R2. 4. 1
管理職数	16	16	16
うち女性職員	3	3	5
女性職員の割合	19%	19%	31%

⑤各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

単位：人

	町長部局			教育委員会			議会事務局		
	職員数	うち女性職員	女性職員の割合	職員数	うち女性職員	女性職員の割合	職員数	うち女性職員	女性職員の割合
課長級	12	3	25%	1	0	0%	1	1	100%
補佐級	11	3	27%	1	1	100%			
係長級	7	3	43%	1	1	100%			

※R2.4.1 現在 一般行政職

⑥男女別の育児休業取得率及び平均取得期間

令和元年度育休取得率 男性職員：0.0%、女性職員：100.0%（平均 538.6 日）

⑦男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数

令和元年度 配偶者出産休暇取得率：50.0% 育児参加のための休暇取得率：25.0%

⑧年次休暇等の取得率

単位：日

令和 2 年（1 月～12 月）		1 人当たり
町長部局	男	9.6
	女	13.9
教育委員会	男	7.7
	女	16.6
議会事務局	男	—
	女	8.2
全 体	男	9.4
	女	14.5

当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。なおこの目標は、大月町長、大月町議会議長、大月町教育委員会、大月町選挙管理委員会、大月町代表監査委員、大月町農業委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、共通した目標として位置付けるものである。

○令和 7 年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇取得率を 100%以上とし、育児参加のための休暇等についても制度の周知を行う。

○令和 7 年度までに男性職員の 1 週間以上の育児休業取得率を 85%以上とする。

○令和 7 年度までに、職員の年次休暇の平均取得を、令和元年度の実績（男性 9.4 日、女性 14.5 日、全体 12.5 日）より引き上げ、14 日以上とする。

○令和 7 年度まで、管理的地位にある職員に占める女性割合について、令和 2 年の実績 31%の維持を目指す。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取り組みを実施する。

なお、この取り組みは、大月町長、大月町議会議長、大月町教育委員会、大月町選挙管理委員会、大月町代表監査委員、大月町農業委員会における共通した取り組みとして位置付けるものである。

- 令和 3 年度より、出産を控えている全ての男女に対し、管理職員又は人事担当者による面談を行い、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の活用促進やキャリアプランに関する助言を行う。
- 令和 3 年度より、育児休業等の取得前後において、育児休業等からの円滑な復帰に資する研修や所属職場との連絡体制の確保等の必要な支援を行う。
- 年次休暇の平均取得率 14 日以上を目指し、最低取得日数 5 日以上を達成するために啓発活動を行う。